

議案第 21 号

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年三田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて
同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。